

東京一極集中の要因分析について

平成31年4月19日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

基本目標等のKPIの現状について

- まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）に位置づけられたKPIは再掲を除き合計131件（基本目標のKPI：15件、各施策のKPI：116件）。
 - これを、2017年に開催した「まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム」の検証方法に倣うとともに、検証会委員の指摘を踏まえて、
 - ①目標達成に向けて進捗している
 - A 数値目標を定めており、現時点で目標を達成している
 - B 数値目標を定めており、現時点で目標を達成していない（上方修正前の目標を達成している場合も含む）
 - C 数値目標を定めていない
 - ②現時点では、目標達成に向けた政策効果が必ずしも十分に発現していない
 - ③その他（現時点において統計上実績値の把握が不可能なもの、2018改訂版で新たに成果指標を置いたもの等）
- に分類して、KPIの進捗状況・達成状況を検証。

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

No.	成果指標	2020年 目標	総合戦略 2014	総合戦略 2015	総合戦略 2016	総合戦略 2017	現在値	進捗	備考
1	若者雇用創出数(地方)	5年間で 30万人	—	5.9万人 (参考値) [-]	9.8万人 (2015年度推計値) [33%]	18.4万人 (2016年度推計値) [61%]	27.1万人 (2017年度推計値) [90%]	①B	
2	若い世代(15~34歳)の正規雇用労働者等の割合	全ての世代 と同水準	92.2% (2013年) <全世代:93.4%> [-]	92.7% (2014年) <全世代:93.7%> [17%]	93.6% (2015年) <全世代:94.0%> [67%]	94.3% (2016年) <全世代:94.5%> [83%]	95.0% (2017年) <全世代:95.0%> [100%]	①A	
3	女性(25~44歳)の就業率	77%	69.5% (2013年) [-]	70.8% (2014年) [17%]	71.6% (2015年) [28%]	72.7% (2016年) [43%]	74.3% (2017年) [64%]	①B	当初の目標は73%。 総合戦略2015改訂時に77%に上方修正。

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

No.	成果指標	2020年 目標	総合戦略 2014	総合戦略 2015	総合戦略 2016	総合戦略 2017	現在値	進捗	備考
47	地方・東京圏の 転出入均衡 (2013年時点で 転入:466,844人 転出:370,320人 転入超過96,524 人)	地方→東京圏 転入6万人減	—	→ 1,732人増加 (2014年) [-3%]	→ 20,407人増加 (2015年) [-34%]	→ 10,946人増加 (2016年) [-18%]	→ 24,159人増加 (2018年) [-40%]	②	
48		東京圏→地方 転出4万人増	—	→ 11,152人減少 (2014年) [-28%]	→ 2,426人減少 (2015年) [-6%]	→ 10,398人減少 (2016年) [-26%]	→ 14,917人減少 (2018年) [-37%]	②	
49		東京圏から地方への 転出入 均衡	—	→ 109,408人 転入超過 (2014年) [-13%]	→ 119,357人 転入超過 (2015年) [-24%]	→ 117,868人 転入超過 (2016年) [-22%]	→ 135,600人 転入超過 (2018年) [-40%]	②	

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

No.	成果指標	2020年 目標	総合戦略 2014	総合戦略 2015	総合戦略 2016	総合戦略 2017	現在値	進捗	備考
71	安心して結婚・ 妊娠・出産・子育て できる社会を 達成していると 考える人の割合	40%以上	19.4% (2013年度) [-]	→ 19.4% (2013年度) [-]	→ 19.4% (2013年度) [-]	→ 42.6% (2017年2月 暫定値) [113%]	→ 40.5% (2018年3月) [102%]	①A	
72	第1子出産前後の 女性の継続就業 率	55%	38% (2010年) [-]	→ 38% (2010年) [-]	→ 53.1% (2015年) [89%]	→ 53.1% (2015年) [89%]	→ 53.1% (2015年) [89%]	①B	
73	結婚希望実績 指標	80%	68% (2010年) [-]	→ 68% (2010年) [-]	→ 68% (2010年) [-]	→ 68% (2015年) [0%]	→ 68% (2015年) [0%]	②	
74	夫婦子ども数予 定実績指標	95%	93% (2010年) [-]	→ 93% (2010年) [-]	→ 93% (2015年) [0%]	→ 93% (2015年) [0%]	→ 93% (2015年) [0%]	②	

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

No.	成果指標	2020年 目標	総合戦略 2014	総合戦略 2015	総合戦略 2016	総合戦略 2017	現在値	進 捗	備考
92	立地適正化計画を作成する市町村数	300市町村	—	○市町村 [0%]	→ 4市 (2016年9月末) [1%]	→ 112都市 (2017年7月末) [37%]	→ 177都市 (2018年8月末) [59%]	①B	当初の目標は150市町村。総合戦略2017改訂時に300市町村に上方修正。
93	都市機能誘導区域内に立地する施設数の割合が維持又は増加している市町村数	評価対象都市の2/3	(未設定)	→ —	→ —	→ —	→ 63都市/100都市 (2018年度) [94%]	①B	
94	居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数	評価対象都市の2/3	(未設定)	→ —	→ —	→ —	→ 44都市/65都市 (2018年度) [100%]	①A	
95	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口の割合	(三大都市圏) 90.8% (地方中枢都市圏) 81.7% (地方都市圏) 41.6%	(未設定)	→ (三大都市圏) 90.5% (地方中枢都市圏) 78.7% (地方都市圏) 38.6% (2014年度) [-, -, -]	→ (三大都市圏) 90.6% (地方中枢都市圏) 79.1% (地方都市圏) 38.7% (2015年度) [33%, 13%, 3%]	→ (三大都市圏) 90.9% (地方中枢都市圏) 79.3% (地方都市圏) 38.9% (2016年度) [133%, 20%, 10%]	→ (三大都市圏) 91.1% (地方中枢都市圏) 79.3% (地方都市圏) 38.9% (2017年度) [200%, 20%, 10%]	①B	
96	地域公共交通再編実施計画認定総数	100件	—	→ —	→ 13件 (2016年9月末) [13%]	→ 21件 (2017年10月末) [21%]	→ 24件 (2018年8月末) [24%]	①B	当初の目標は地域公共交通網形成計画100件。目標を達成したため、総合戦略2016改訂時に新規目標を設定。

(1) 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの概況について

- 基本目標1、4については、おおむね目標達成に向けて進捗しているものの、基本目標2、3の基本目標のKPIについては、②に分類されるものがあり、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない。
- このため、基本目標2、3については、その要因の分析と更なる施策の拡充について、引き続き、検討が必要である。

(2) 第2期「総合戦略」におけるKPI検証のあり方について

- 第2期「総合戦略」においても、引き続き、「総合戦略」において設定している基本目標やKPIについて、定期的な検証を行い、外部有識者の意見を踏まえつつ、必要な見直しを行う必要がある。
- その際には、委員から、アウトプット指標が混在している、定性的な指標となっているなどの意見があったことに留意し、適切なKPIの設定に努める必要がある。

(1) 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIについて

- 第2期に向けて、未達成の項目についてしっかりした要因分析を行うことが重要。特に、東京一極集中などは、その要因分析をしたうえで、有効な施策を見出す必要がある。
- 女性のほうが東京に一極集中して帰ってこないという傾向が非常に強く、仕事という観点において女性に対しての施策をしっかりとやっていかなければいけない。仕事と女性という観点で人口移動というものを検証する、男女格差というものに関して検証するという視点も取り入れていただきたい。

(2) 東京一極集中の是正について

- 過度な東京一極集中の是正については、民間と連携した取組が重要。行政と経済界が協働して活動する組織体をつくり、様々な施策を実行する必要があるのではないかと。まずは議論をしたり、意見を聞いたりすることから始めるべきではないか。
- 首都直下型地震の懸念がある中で、レジリエンスの観点からも、地方に大企業の従業員をある程度移すことは理にかなっているが、その際、単身赴任が多くなってしまいう傾向にある。地方の教育が東京の教育に対応しきれない可能性があるのではないかと。

地方への新しいひとの流れをつくる主な取組例

年度

2014

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2021

2022

地方創生開始

2017年度時点
4,976人

2024年度までに
8,000人目標

地域おこし協力隊
の拡充

地方拠点強化税制

政府関係機関の
地方移転
(文化庁、消費者庁、
総務省統計局等)

東京23区の
大学の定員抑制

地方大学・地域産業
創生交付金

子供の農山漁村
体験の充実

移住・起業・就業支援

制度創設

数次にわたって拡充

今後検討

「移転基本方針」
を決定

文化庁が京都に一部移転

遅くとも2021年度中の本格移転を目指す

徳島県に「消費者行政新未来
創造オフィス」を開設

検証・見直し

和歌山県に「統計データ利活用センター」を設置

一部先行実施

本格実施

2018年度採択・2019年度申請受付

目標設定

2024年度までに小学生65万人、
中学生75万人、高校生30万人目標

2019年度交付決定

2024年度までにUIJターンを
6万人創出目標

- 東京一極集中の要因として、どのようなものが他に考えられるか。また、どのように因果関係が整理されるか。
- 東京一極集中の要因に応じた対応方策について、不十分なものはないか。更に充実すべきものはないか。

参考

①政府関係機関の地方移転

・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの継続実施等

②企業の地方拠点強化等

・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等

③地方創生に資する大学改革

・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等

④地域における魅力あるしごとづくりの推進等

・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等

⑤子供の農山漁村体験の充実

・取組の一層の推進に向けた財政支援の拡充、受入側の情報等を盛り込んだコーディネートシステムの構築、農山漁村体験の教育効果についての広報等

⑥地方移住の推進

・「生涯活躍のまち」の推進、「地域おこし協力隊」の拡充、地方生活の魅力の発信、UIターンによる起業・就業者創出等

政府関係機関の地方移転の取組について（概要）

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか
(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

研究機関・研修機関等の地方移転について

○研究機関・研修機関等の地方移転に関する進捗状況及び今後の進め方(23機関・50件)

それぞれの取組について、関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、取組が進行中。政府において適切にフォローアップ。

中央省庁の地方移転について

○中央省庁の地方移転に関する進捗状況及び今後の進め方(7局庁)

- ・**文化庁**については、平成29年に先行移転として「地域文化創生本部」を京都に設置するとともに、本格移転における組織体制の大枠等を決定し、平成30年8月には本格移転先庁舎の整備に係る国と地方の役割分担等を決定した。文部科学省設置法を改正し、平成30年10月より、京都移転を見据え抜本的組織再編を行い「新・文化庁」が発足した。遅くとも2021年度中を目指すこととされる京都への本格的な移転に向け、業務の試行・改善等を行い、準備を進める。
- ・**消費者庁**については、平成29年7月に「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島に開設し、政策の分析・研究、実証実験等のプロジェクトを試行しているところであり、これを同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置付け、平成31年度を目途に検証し、見直しを行うこととしている。
- ・**総務省統計局**については、平成30年4月に和歌山県に「統計データ利活用センター」を開設し、試験運用を実施している。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、地方支分部局等の体制整備を行い、具体的な取組を進める。

○国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)の検討を進める。

○中央省庁のサテライトオフィスについては、内閣府において、地方公共団体の地方創生のアウトリーチ支援の観点から、引き続き実施する。

サテライトオフィスを活用したアウトリーチ支援事業の概要

【目的】

地方に国のサテライトオフィスを設置し、ここを拠点に国の職員自らが地方公共団体に出向くなどして意見交換等を行い、課題の解決に向けた事業・制度の紹介や助言等を行うことで、地方創生の加速化を図る。

【サテライトオフィスの概要】

設置期間は1か所あたり3週間程度、8か所(1広域ブロックあたり1か所)を巡回

- ◆第1回 三重県 5月8日～24日 (伊勢市に開設)
- ◆第2回 山梨県 6月26日～7月12日(甲府市に開設)
- ◆第3回 山形県 7月23日～8月10日(村山市に開設)
- ◆第4回 北海道 8月27日～9月14日(札幌市に開設)
- ◆第5回 和歌山県 9月18日～10月5日(白浜町に開設)
- ◆第6回 愛媛県 10月16日～10月26日(松山市に開設)
- ◆第7回 島根県 10月29日～11月16日(出雲市に開設)
- ◆第8回 宮崎県 11月26日～12月7日(宮崎市に開設)

【アウトリーチ支援の業務内容】

内閣府地方創生部局等の担当者が地方公共団体を訪問もしくはオフィスにおいて、地方創生関係交付金をはじめとした施策にかかる次の業務を実施。

- ◆ 事業・制度の相談対応
- ◆ 事業・制度の周知・広報
- ◆ 事業の制度設計に関する実態把握やフォローアップ 等



サテライトオフィス試行の様子(H29)

地方拠点強化税制の概要

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等以外での拡充の場合支援〕

地方の企業の拠点拡充



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

〔東京圏の既成市街地等以外への移転の場合支援〕

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（事業者作成→知事認定）

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※

対象施設: 事務所、研究所、研修所

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者

②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物)

取得価額要件: 2,000万円 (中小企業者1,000万円)

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

雇用促進税制

適用要件: ①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用者増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合、雇用者増加数1人当たり**最大60万円** (注) を税額控除

②雇用者増加率が8%未満の場合でも、1人当たり**最大30万円**を税額控除

※法人全体の雇用者増加数が上限

①法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合、雇用者増加数1人当たり**最大90万円(80万円*)**を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円(注)に、雇用者増加数1人当たり**30万円(20万円*)**上乘せ》
*近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち**上乘せ分は最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
また、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は併用可

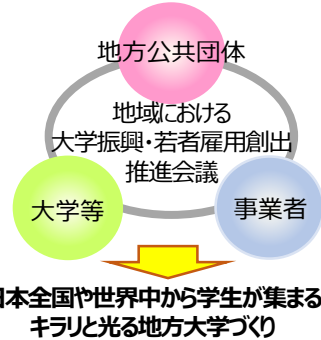
(注) 増加雇用者が転勤者又は非正規雇用者の場合は減額（-10万円）。新規雇用者の40%を超える非正規の新規雇用者は対象外。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

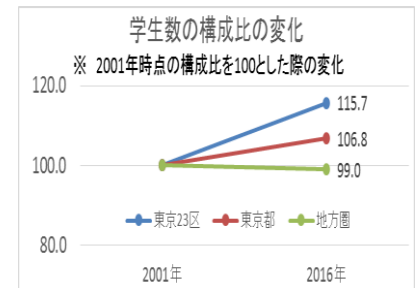
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※) 内閣府交付金分72.5億円（文部科学省予算を含む地方大学・地域産業創生交付金事業97.5億円の内数）【平成31年度予算】

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない（10年間の時限措置）。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



- 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置（5年間の経過措置）

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
(参考:2018年時点の東京圏への転入超過数は約13.6万人。)

地域における若者の修学・就業の促進 –キラリと光る地方大学づくり–

事業概要・目的



- 「**地方大学・産業創生法**」に基づき、**首長のリーダーシップ**の下、**産官学連携**により、**地域の中核的産業の振興**や**専門人材育成**などを行う優れた取組を、**地方大学・地域産業創生交付金**※において重点的に支援
※文科省計上分を合わせ国費97.5億円(H31年度)(H30年度95億円)
- これにより、「**キラリと光る地方大学づくり**」を進め、地域における若者の修学・就業を促進

地方大学・地域産業創生交付金の平成30年度採択結果

- 全国16件の申請のうち、**7件を決定**（平成30年10月19日）
採択事業：富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市
- 採択にあたっては、「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（座長：坂根正弘コマツ相談役）において、書面評価・現地評価・面接評価からなる複層的な評価を実施

高知県

“IoP (Internet of Plants)”が導く「Next次世代型施設園芸農業」への進化

- **Society5.0社会**における先進的な農業の実現を図るため、**施設園芸農業の生産性日本一**の高知県において、**高知大、高知工科大、農業団体、IoT推進団体**等が連携
- 多様な園芸作物の**生理・生育情報のAIによる可視化と利活用**を実現する**Internet of Plants (IoP)**の研究開発・人材育成を進め、施設園芸農業の**超高収量・高品質化、高付加価値化、超省力化・省エネルギー化**と**施設園芸関連産業群の創出**を図る



学術情報ネットワーク「SINET」を基盤としたIoPクラウド上に作物の生理生態や、気象、ハウス内環境、流通等のあらゆるデータを統合。東大等との共同研究や、営農支援に活用

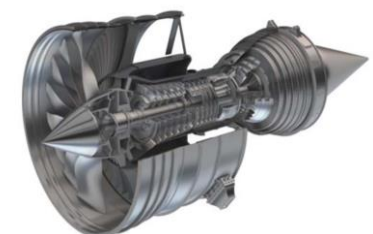
島根県

先端金属素材グローバル拠点の創出 -Next Generation TATARA Project-

- たたら製鉄の伝統を受け継ぐ**特殊鋼産業クラスター**（特殊鋼で世界的シェアを誇る**日立金属**や、加工技術で強みを有する**中小企業グループSUSANOO**等）と、**島根大、松江高専**等が連携
- 島根大に新たに設置した「**次世代たたら協創センター**」に、**オックスフォード大の世界的権威を所長**として迎え、**航空エンジン**や、**世界最高峰の高効率モーター**に用いる**先端金属素材**の高度化に向けた共同研究、専門人材育成を実施



たたら操業実習（島根大）



耐熱合金を用いる航空機エンジン

地方と東京圏の大学生対流促進事業（内閣府地方創生推進室）

31年度予算額 **2.0億円**
（30年度予算額 3.3億円）

事業概要・目的

【目的】

- 東京圏の大学の学生が地方大学で学修することは、教育上の効果だけでなく、学生に地方の魅力を認識してもらうなど、人材還流の面でも効果が期待されます。
- また、地方大学に在学しても東京圏で学ぶ機会があることは、地方大学に進学する誘因となります。
- このため、地方大学と東京圏の大学が単位互換をはじめとした連携を強化し、学生が地方圏と東京圏を相互に対流する取組を促進します。

【概要】

- 地方圏と東京圏の複数の大学が学生の対流等に関して組織的に連携し、東京圏の学生が地方の特色や魅力等を経験できる取組を推進します。

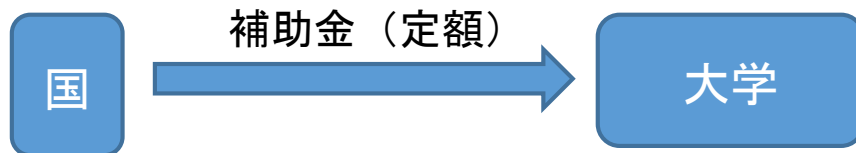
事業イメージ・具体例

- 地方圏と東京圏の大学において、学生の対流等に関する協定を締結し、学生の対流・交流を促進する取組を盛り込んだ複数年の計画を策定します。
- 計画には、地方公共団体や産業界の協力を得て、地域産業の魅力発信のためのプロジェクトや、東京圏の学生が地方の魅力を体験できる交流プログラムを策定することを必須とします。
- 国は、当該計画のうち効果が期待されるものを補助金により支援します。



- ・大学間協定による単位互換制度等を利用し、学期単位で学生が相互のキャンパスで学修
- ・大学は、地方の魅力を体験できる交流プログラムを提供
- ・地方出身で東京圏の大学に通う学生が地元で就職活動をする際に、必要単位の取得のために地方大学で授業を履修することも可能

資金の流れ



期待される効果

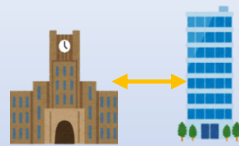
- 地方と東京圏の大学生の対流・交流によって、東京圏の大学生が地方の豊かな環境に触れ、新たな魅力を発見することなどにより、地方への新しい人の流れが生まれるとともに、地域に根差した人材の育成を図り、地方創生の実現につなげます。

政府による地方創生インターンシップ推進の取組み

- 2016年度から、情報を共有するためポータルサイトを運営するとともに、機運を高める取組を実施。
- 2017年度から、プラットフォームに関する試行的の取組を実施。
- 2019年度からは、よりきめ細やかな情報提供を行うため、提供情報の質・量を向上させるとともに、シンポジウムに代えて実践的なワークショップを各地で開催する計画。

ポータルサイト

2018年度の取組状況



- ・ 地方公共団体と大学等との連携協力を係る先進的な地方創生インターンシップ推進組織等の事例を収集し、掲載。

プラットフォーム等

2018年度の取組状況



- ・ 地方企業の魅力をより効果的に東京圏の学生に届ける仕組みとして、プラットフォームを試行的に運営
- ・ 地方創生インターンシップ実施に係るノウハウや事例を掲載した「ヒント集」・「事例集」を改訂予定

機運の醸成等

2018年度の取組状況



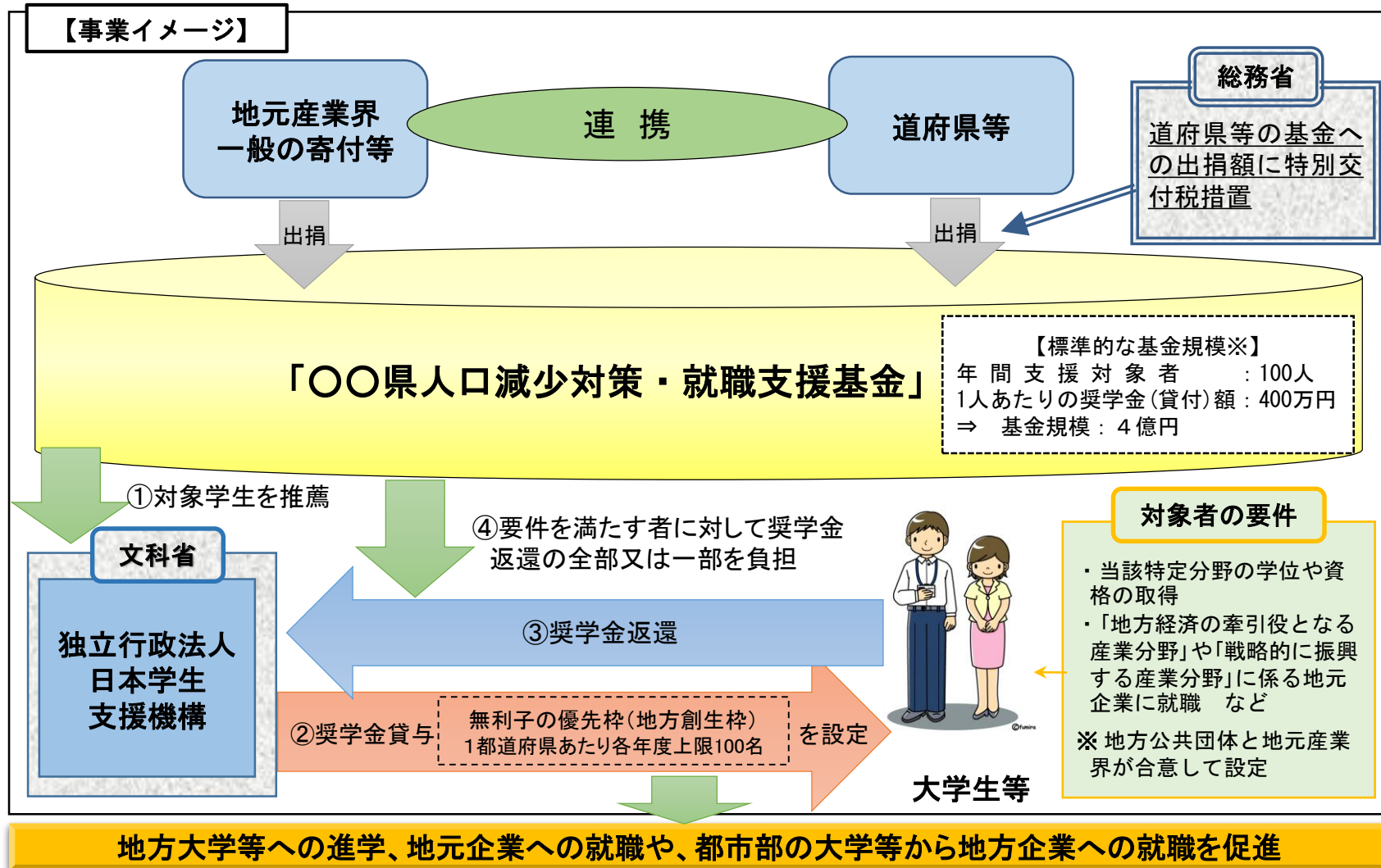
- ・ 9月27日に、仙台市においてシンポジウムを開催。
- ・ 大学関係者、企業関係者、自治体関係者に深く意義を理解してもらうためにリーフレットの作成等。

これらの取組とともに、各自治体においては地域の実情に合わせ、地方創生推進交付金等の活用により、地方創生インターンシップを実施。



特に若年層における、地方への新しいひとの流れをつくり、定着を目指す

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進



○奨学金返還支援を実施しているのは32府県

(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

※上記の事業イメージによらず、独自の取組として奨学金返還支援等を実施している府県を含む。

現状

- 農山漁村体験には小学生32万人、中学生37万人、高校生15万人が取り組んでいると推計されるが、都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、一層の推進が必要である。
- 生きる力の醸成等の教育効果を得るためには、おおむね1週間程度の体験が望ましいとされるが、現状ではほとんどが1泊2日または2泊3日の短期間の体験にとどまっている。

今後の方向性

(総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

- 2024年度に、**取組人数の倍増**を目指し、**小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人**が農山漁村体験を行うことを、目標として設定。
- 長期(4泊5日等)の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動(※)を地方創生推進交付金で支援。
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
- これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。
- 新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報やサポート可能な教職員OB・OG等の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築。
- 農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。



東京都武蔵野市の取組の様子

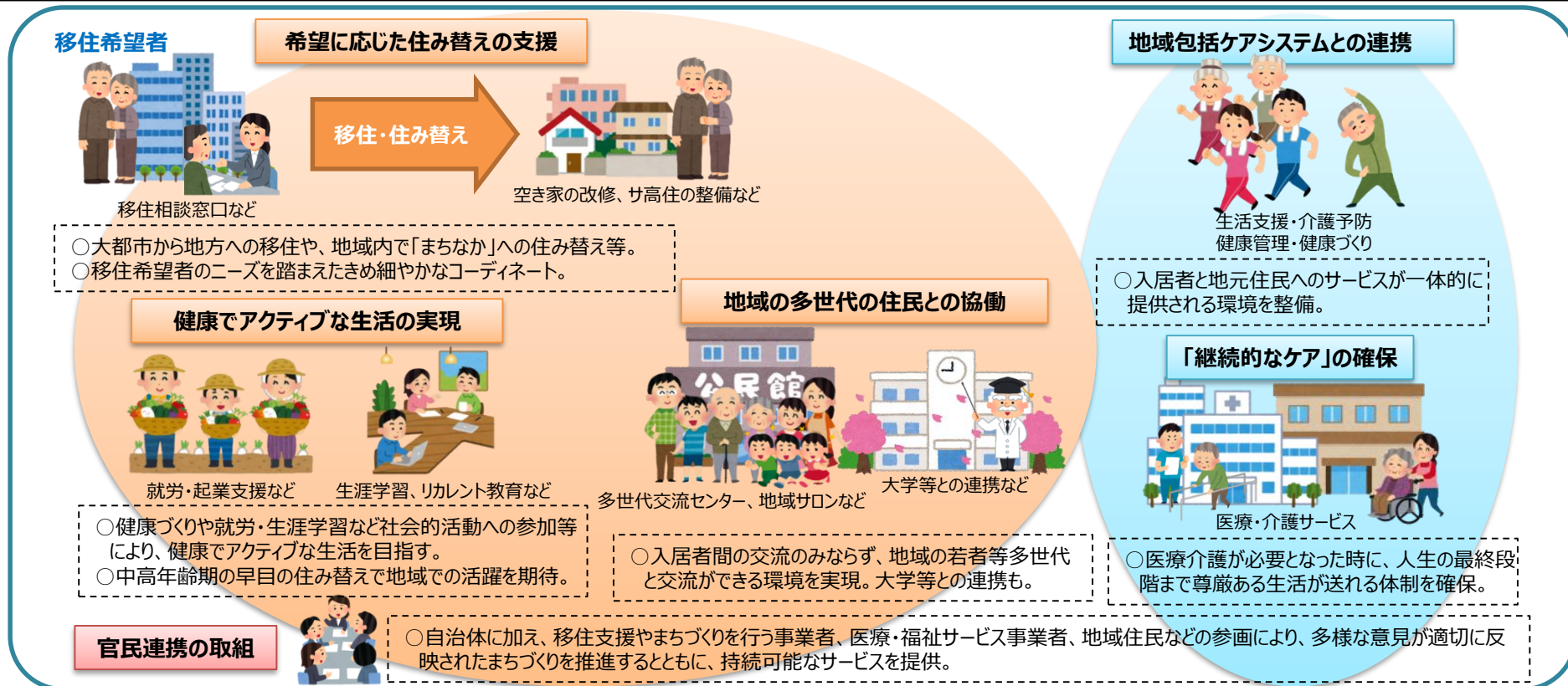


北海道長沼町での受入れの様子

「生涯活躍のまち（日本版CCRC※）」の推進

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。（生涯活躍のまちHP：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/index.html>）



◎「生涯活躍のまち」の地域再生計画制度（21計画を認定（平成30年12月現在））※下線の地方公共団体は、地域再生計画に加え「生涯活躍のまち形成事業計画」を策定。

北海道函館市、青森県弘前市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、千葉県長柄町、千葉県御宿町、新潟県南魚沼市、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県伊仙町

◎関係府省からなる支援チームにより地方公共団体の取組を促進（18団体（平成30年12月現在））

北海道函館市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、千葉県長柄町、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市、鹿児島県伊仙町

⇒「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

（既に「生涯活躍のまち」に関する基本計画等の構想を策定している団体数：平成30年10月現在：84団体）

地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

現状

- 平成21年度に創設。今年度で10年目。
- 平成29年度の地域おこし協力隊員数は約5千人。平成25年度比で約5倍に増加。
- 隊員の約6割は任期終了後も定住。同一市町村内に定住した隊員の約3割は自ら起業。



今後の方向性

～平成36年度に8千人へ～

1. 隊員数の拡充

シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者等、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大する。また、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。

JETプログラム終了者については、隊員として広く活躍できるよう、地域要件を緩和する。

3大都市圏内において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上である22市町村において、受入れ可能となるよう地域要件を緩和する。

2. 事業承継の支援

隊員の起業に向けた金融面での支援を実施するなど、起業支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

3. 「おためし地域おこし協力隊」の創設

地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間（2泊3日以上）、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

4. 隊員OB・OGのネットワーク化

今後増える地域おこし協力隊員OB・OGをネットワーク化することにより、隊員の受入・サポート体制の充実を図る。

国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

- 地方での豊かな暮らしや夢の実現等についての国民的な気運の醸成を図るために、地方で暮らすことや地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を展開。

◆若い人たちが「地方暮らし」を考えるきっかけ作り

<実際に地方に移住して活躍している人の事例を紹介>

TV

テレビ東京系列6局ネット
3月4日放送(5月13日BSで再放送)
ロンブー淳「ニッポンの優しいまち」
3月18日・25日放送(5月19日・20日BSで再放送)
林修・木佐彩子
「どう生きる?どこで生きる?
春の特別授業(前編・後編)」



雑誌

「POPEYE」2月10日発売号 ほか
特集「君たちはどう生きるか。
そのために、どこで生きるか」



タウン誌

全国47タウン誌 3月発売号
「どう生きる?
どこで生きる?」



◆東京に来た人たちを中心に「地方」「地元」を印象付ける

<地元に残った親しい人たちが東京に来た人を応援>

交通広告

JR山手線
東京メトロ銀座線・丸ノ内線

47都道府県プロジェクト

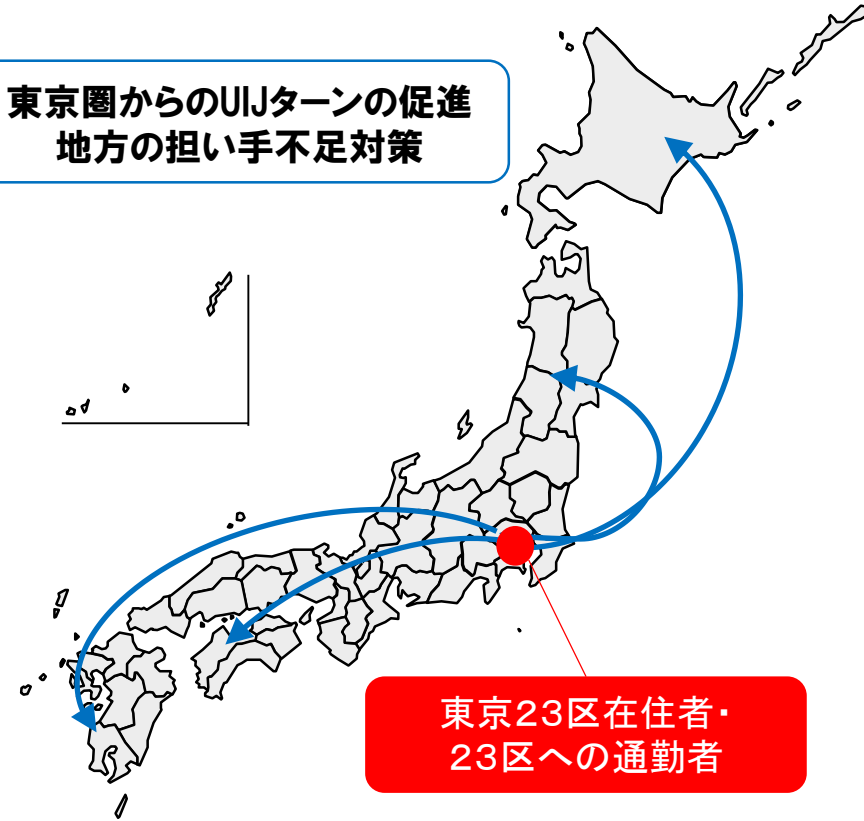


「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行 UIJターンによる起業・就業者創出（移住支援・起業支援）

○ 地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※ ¹ へ移住 (東京23区在住者又は23区 への通勤者※ ² が移住)	
地方※ ¹ での就業 (地方公共団体がマッチ ング支援の対象※ ³ とし た中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方※ ¹ での起業 (地域課題解決に資する 社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

東京圏からのUIJターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

他省庁
との連携

- <移住支援と連携>
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- <起業支援と連携>
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※⁴を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁴在住者を除く。

※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。